

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合には、提出の必要はありません。

また、非居住者であっても、マイナンバーの通知を受けている場合には、支払調書にマイナンバーを記載する必要があります。

なお、日本と自動的情報交換を行うことができる各国等（以下の表に記載された国等）に住所がある方の支払調書については、2枚提出してください。

自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧

令和6年7月1日現在

| | | | | |
|----------|---------|------------|-------------|----------|
| アイスランド | エジプト | ジョージア | ドイツ | ベラルーシ |
| アイルランド | エストニア | シンガポール | トルクメニスタン | ペルー |
| アゼルバイジャン | オーストラリア | スイス | トルコ | ベルギー |
| アメリカ合衆国 | オーストリア | スウェーデン | ニュージーランド | ポーランド |
| アラブ首長国連邦 | オマーン | スペイン | ノルウェー | ポルトガル |
| アルジェリア | オランダ | スリランカ | パキスタン | 香港 |
| アルメニア | カザフスタン | スロバキア | ハンガリー | マレーシア |
| イスラエル | カタール | スロベニア | バングラデシュ | 南アフリカ共和国 |
| イタリア | カナダ | セルビア | フィジー | メキシコ |
| インド | キルギス | タイ | フィリピン | モルドバ |
| インドネシア | クウェート | 大韓民国 | フィンランド | モロッコ |
| ウクライナ | クロアチア | タジキスタン | ブラジル | ラトビア |
| ウズベキスタン | コロンビア | チェコ | フランス | リトアニア |
| ウルグアイ | サウジアラビア | 中華人民共和国(※) | ブルガリア | ルーマニア |
| 英国 | ザンビア | チリ | ブルネイ・ダルサラーム | ルクセンブルク |
| エクアドル | ジャマイカ | デンマーク | ベトナム | ロシア |

※マカオを除く

給与所得の源泉徴収票情報の自動入力について

事業主の方が、e-Tax(※)で給与所得の源泉徴収票を提出することで、従業員の方が所得税の確定申告書を国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成する際に、マイナポータルと連携することにより、給与所得の源泉徴収票の情報（令和5年分以後の年分に限ります。）が確定申告書の該当項目に自動で入力されます。

詳しくは、39ページと国税庁ホームページの特設ページを参照してください。

※ クラウド等及びeLTAXの「電子的提出一元化機能」を利用して給与所得の源泉徴収票を提出した場合も、自動入力の対象になります。

詳しくはコチラ

